

令和3年1月15日  
総務部管財課

## 本庁舎本館への来庁者検温実施について

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅での検温実施を前提とした上で、発熱者に対しては各玄関に設置した看板で入館自粛を促す対応をしている。

今回、三重県独自の三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が発令されたことに伴い、感染症拡大防止の対策を講じるため、職員を配置し、来庁者の検温を実施する。

### サーマルカメラ(防犯カメラ)等による検温

- 1 実施時期 令和3年1月18日～2月7日  
(三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」の期限まで)
- 2 時 間 平日 8:30～17:15  
日曜日 9:00～12:00(日曜窓口開設時間)
- 3 対応方法
  - (1) 本館の来庁者入口を基本的に南玄関、西玄関に制限  
※北玄関は職員・物品搬入業者(文書集配等)とする。
  - (2) 来庁者検温方法  
南、西玄関エントランスホールへ検温ブース設置
    - ・高熱者特定(PCモニター確認)・・・一次検温(サーマルカメラ)
    - ・高熱者の誘導 市民ギャラリー内等へ案内
    - ・市民ギャラリー内で二次検温実施(非接触式体温計 or 一般体温計)
  - (3) 平熱(37.5℃未満)の場合 → 用件の課へ
  - (4) 高熱(37.5℃以上)の場合
    - ア 体調回復後、改めて来庁するよう依頼
    - イ 緊急を要する場合は、来課予定であった担当課へ連絡し、市民ギャラリー内等で担当課職員が対応する。
    - ウ かかりつけ医へ相談するよう案内する。また、相談窓口の案内チラシを配付する。
    - エ 当該玄関または北非常口から退館
  - (5) 高熱者のフォロー  
健康づくり課へ高熱者の連絡先等を情報提供し、「その後の健康状態等」についてフォローを実施する。
- 4 その他  
15階展望ロビーは、上記の期間、土、日曜日は閉鎖します。なお、平日は通常通り開放します。(祝日は、通常通りでも閉鎖となっています。)